

各位

南海電気鉄道健康保険組合

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1. 概要

政府の定例閣議において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い健康保険証の廃止日が2024年12月2日に決定し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することになりました。

但し、経過措置として廃止後も最長1年間（2025年12月1日まで）は現行の健康保険証を使用することができます。

2. 2024年12月2日以降の医療機関等の受診方について

(1) マイナ保険証

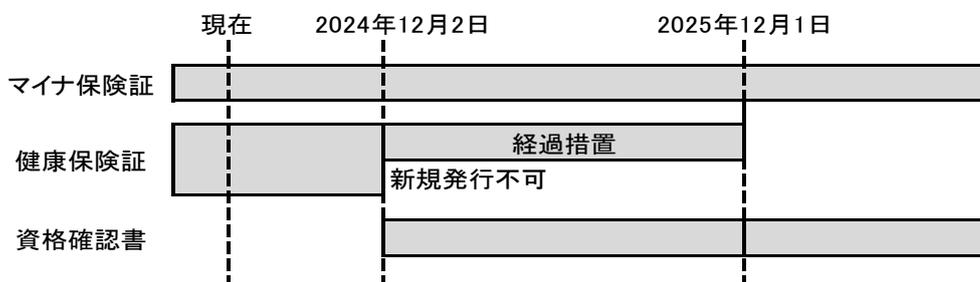
- ・マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を紐づけしたものです。
- ・健康保険証利用登録は、ご自身がマイナポータルや医療機関等の受付窓口を設置しているカードリーダーで登録可能です。

(2) 健康保険証

- ・2024年12月1日以前に交付された健康保険証は、2025年12月1日まで有効です。
- ・2024年12月2日以降は健康保険証の新規発行、再発行はできません（滅失、き損、転居等を含む）。

(3) 資格確認書

- ・2024年12月2日以降に健保組合に加入された方で、マイナ保険証を所持していない方や資格確認書の発行を希望された方に対して交付します。
- ・資格確認書の有効期限は、5年間（2029年12月1日まで）とし、その後は希望者からの申請によってその都度交付します。



3. 資格情報のお知らせの配布

マイナ保険証への移行につき、加入者自身の健康保険証記号・番号等の資格情報が確認できるよう「資格情報のお知らせ」を加入者全員に配付します。（2024年10月頃予定）

2024年12月2日以降に健保組合に加入された方には、加入時に「資格情報のお知らせ」をお渡しします。但し、資格確認書が交付される方は除きます。

以上